

## 府議付議事案書

開催・令和7年3月31日

所管部課	市民環境部 課税課	部長	木村 西
件名	東大和市税条例の一部を改正する条例の専決処分について		
	区分	○ 1. 審議事項	2. 報告事項
関係 規則			
事項 部課 機関			
<p><b>1. 要旨</b>            令和7年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、東大和市税条例の一部を次のように改正する。            なお、この条例の改正は、令和7年4月1日に施行する必要があり、地方税法等の一部を改正する法律が議会閉会後の令和7年3月31日に公布され、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車税（種別割）の税率区分の見直しに伴う規定の整備</li> <li>・固定資産税の特例措置に係る規定の整備</li> </ul> <p>(2) 施行日            令和7年4月1日</p>			
<p><b>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</b>            令和7年3月21日 条例改正を専決処分により行うことについて、令和7年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長から市議会に対して説明。</p> <p>令和7年3月 日 地方税法等の一部を改正する法律 公布            総務課審査済み</p>			
<b>3. 留意事項（問題点等）</b>			
<p><b>4. 主管部処理案（検討結果等）</b>            地方自治法第179条第3項の規定に基づき、次の市議会において専決処分の報告をし、承認を受けることとしたい。</p>			
<p><b>5. 審議結果</b></p>			

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。